

令和 8 年 6 月 1 日
水 道 局

積算基準を臨時改定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定しています。

このたび、積算基準を臨時設定し、令和 8 年 6 月 1 日から適用しました。

なお、仮配管工の改定内容については、契約中の工事案件にも適用を可能となります。詳細については、工事監督員へご相談ください。

また、主な改定概要は以下のとおりです。

- 1 令和 7 年度配水管工事積算基準（開削編）
 - ・ 一般管理費等率及び変数値を改定
 - ・ 仮配管工の積算基準を追加
 - ・ 現場環境改善費率及び変数値並びに計上費目の内容を改定
 - ・ 業務管理費に熱中症対策費に関する内容を追加
 - ・ 間接測量費に熱中症対策費に関する内容を追加
 - ・ 間接原価に熱中症対策費に関する内容を追加

- 2 令和 7 年度配水管工事積算基準（小管編）
 - ・ 一般管理費等率及び変数値を改定
 - ・ 仮配管工の積算基準を追加
 - ・ 現場環境改善費率及び変数値並びに計上費目の内容を改定

積算基準は、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎 3 階）で閲覧できます。

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課

直通 (03) 5000-7993